

令和 5 年 11 月

事業主様

大阪菓子健康保険組合

被扶養者資格の再確認について

平素から組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も被扶養者資格の再確認を実施いたしますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

今年度から事業所担当者様や被保険者の方の負担軽減を図るため、マイナンバーにより令和 5 年度(令和 4 年中)の収入情報を確認のうえ、令和 5 年度(令和 4 年中)の収入情報が認定基準以上の方等を対象に健康保険被扶養者確認調書(以下「扶養調書」という。)をお送りいたします。

扶養調書をお送りする方は、次の方となります。

- (1) 令和 5 年度(令和 4 年中)の収入情報により収入が認定基準以上の方
(令和 5 年 1 月 1 日以降に被扶養者として認定された方は対象外)
- (2) マイナンバーによる令和 5 年度(令和 4 年中)の収入情報が確認できなかった方
- (3) その他、追加の確認が必要と認められた方

ご多忙中のところ、おそれいりますが、別添の封筒を該当被保険者に配布していただき、回収後 **令和 5 年 12 月 25 日(月)**までにご返送くださるようお願い申し上げます。

該当被保険者には、確認調書の事業主への提出期限を令和 5 年 12 月 15 日(金)と案内しておりますことを申し添えます。

被扶養者再確認対象者リストを同封しておりますので、ご参照願います。

なお、今回扶養調書の送付対象でなかったリストに表示なしの方でも、令和 6 年度(令和 5 年中)の収入が被扶養者の認定基準を超えていたことが判明した場合、**令和 6 年 1 月 1 日にさかのぼって被扶養者から削除する**場合もございますのでご注意願います。

また、本年 10 月から「年収の壁・支援強化パッケージ」により、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みができましたので、別添チラシの内容を被保険者の方に周知願います。

- ※ 確認調書には、「被扶養者資格の再確認について」及び「記入要領」を同封しています。
 - ※ 資格喪失されている方の確認調書は、お手数ですが回収分の提出に合わせて返送願います。
 - ※ 削除する被扶養者については、健康保険証をご返却ください。
 - ※ この確認調書は令和 5 年 10 月 24 日現在の情報により作成しております。
 - ※ 被扶養者として認定された方が、すでに就職・結婚や収入増等により被扶養者の資格が無くなっているにもかかわらず、届出もれにより現在も被扶養者として加入されている方の被扶養者資格を見直し、保険給付の適正化を図るためです。
- また、後期高齢者医療制度への支援金等の額も被扶養者の人数が影響することから、組合の財政健全化のためにも、適正な届出をお願い申し上げます。